

規制改革への取組について

平成26年4月25日

稲田大臣提出資料

規制改革への取組状況について

規制改革の基本的考え方

- ①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する
- ②国民に多様な選択肢を提供する
- ③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する
- ④安全性をより効率的な手法で確保する

規制改革会議

内閣総理大臣の諮問機関として設置（平成25年1月）。議長は、岡素之住友商事相談役。

ワーキング・グループ

「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」、「貿易・投資等」の5つを設置（平成26年4月現在）

規制改革ホットラインの設置

規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付（平成25年3月設置）

平成26年4月10日までに、2302件の要望を受け付け、事務局にて整理の上、規制改革に関連する1331件を所管省庁に検討要請。所管省庁から回答のあったものについて順次内閣府ウェブサイト公表。

国際先端テストの実施

「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を作るために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証

これまでの成果

規制改革会議において「規制改革に関する答申」を決定（平成25年6月）。当該答申を踏まえ、政府として取り組む具体的改革事項（142項目）を盛り込んだ「規制改革実施計画」を閣議決定（同）。

また、状況に応じて会議の「意見」や「論点整理」をとりまとめ。これまでに19の意見等を公表。

今期の具体的な検討項目

➤ 健康・医療：

革新的な医薬品及び特定医療材料の価格算定ルール等の見直し、セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し 等

➤ 雇用：

労働時間法制等の見直し、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、労働者派遣制度の見直し、労使双方が納得する雇用終了の在り方 等

➤ 創業・IT等：

クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し、動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善、国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等、食品加工・輸出手続きの円滑化、流通・取引慣行ガイドラインの見直し、ダンスに係る風営法規制の見直し、外国人技能実習制度の見直し、研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和 等

➤ 農業：

農業委員会の見直し、農業生産法人の要件緩和、農業協同組合の見直し 等

➤ 貿易・投資等：

対日投資促進、空港規制の緩和、外国法事務弁護士制度の見直し、相互認証の推進、通関手続きの合理化、認定通関業者制度の簡素化、入管政策の改定、国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し 等

今後の予定

本年6月を目途に規制改革会議において第2次答申を取りまとめ。当該答申を踏まえ、政府として「規制改革実施計画」を改訂。